



第 92 号

令和 6 年 7 月 23 日

水戸市笠原町 978 番 26

茨城県市町村会館内

茨城県市町村総合事務組合

電話 029(301)1241

## 目 次

### 条 例

市町村負担金条例の一部を改正する条例…………… 1 頁

### 規 則

市町村負担金条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2 頁

市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3 頁

市町村消防団員等の福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… 4 頁

公報発行規則の一部を改正する規則…………… 5 頁

### 告 示

令和 5 年度茨城県市町村総合事務組合補正予算 (第 1 号) …………… 7 頁

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の一部変更…………… 9 頁

市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第 6 条の 2

及び第 6 条の 3 の規定に基づき組合長が定める額…………… 10 頁

事務の委託について…………… 11 頁



市町村負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月19日

茨城県市町村総合事務組合

組合長 中 島 栄

組合条例第3号

## 市町村負担金条例の一部を改正する条例

市町村負担金条例(昭和50年組合条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

職員1人当たりの負担金額一覧表

医師，歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医・学校歯科医		学校薬剤師	
	補償基礎額	1人当たりの負担金額(年額)	補償基礎額	1人当たりの負担金額(年額)
5年未満	円 6,618	円 483	円 5,568	円 406
5年以上10年未満	8,283	604	6,470	472
10年以上15年未満	9,795	715	7,038	513
15年以上20年未満	10,923	797	8,093	590
20年以上25年未満	11,718	855	8,950	653
25年以上	12,438	907	9,398	686

(注) 1人当たりの負担金額 = 補償基礎額  $\times \frac{0.2}{1,000} \times 365$

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

市町村負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

茨城県市町村総合事務組合

組合長 中 島 栄

組合規則第4号

## 市町村負担金条例施行規則の一部を改正する規則

市町村負担金条例施行規則（昭和50年組合規則第10号）の一部を次のように改正する。

（一般負担金の納付）

第2条第1項中「月末までに」の次に「組合に納付し、」を加え、「により組合に納付」を「を提出」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和6年4月19日

茨城県市町村総合事務組合  
組合長 中 島 栄

組合規則第5号

## 市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則

市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和50年組合規則第17号）の  
一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「,同法第66条」を「又は同法第66条」に、「場合又は売春防止法（昭  
和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場  
合」を「場合」に改める。

附 則

この規則は,公布の日から施行する。

市町村消防団員等の福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月21日

茨城県市町村総合事務組合

組合長 中 島 栄

組合規則第6号

## 市町村消防団員等の福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等の福祉事業の実施に関する規則（平成20年組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「14,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「19,000円」に改める。

第11条第2項中「12,000円」を「8,000円」に改める。

第15条第2項第1号中「1,540万円」を「1,435万円」に改め、同項第2号中「1,500万円」を「1,395万円」に改め、同項第3号中「1,460万円」を「1,350万円」に改め、同項第4号中「875万円」を「865万円」に改め、同項第6号中「615万円」を「620万円」に改め、同項第7号中「485万円」を「500万円」に改め、同項第9号中「250万円」を「255万円」に改め、同項第10号中「195万円」を「200万円」に改め、同項第11号中「145万円」を「150万円」に改め、同項第12号中「105万円」を「110万円」に改め、同項第13号中「75万円」を「80万円」に改め、同項第14号中「45万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項第1号、第2号及び第3号並びに第11条第2項の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における令和6年4月1日以前から引き続き第11条第1項に該当する者に対する新規第11条第2項の規定の適用については、同項中8,000円とあるのは、「8,000円（令和6年4月1日前から引き続き保育児である者にあつては、10,000円）」とする。
- 3 改正後の第15条第2項の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。

公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月3日

茨城県市町村総合事務組合

組合長 中 島 栄

組合規則第7号

## 公報発行規則の一部を改正する規則

公報発行規則（昭和50年組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第7条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（公報の発行）

第3条 公報は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成し、電子情報処理組織を使用する方法（組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登載事項に係る情報を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法に限る。）のうち、自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法により発行する。

2 公報の発行は、登載事項に係る情報を組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に組合の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となったときに行われたものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、前2項の規定により公報を発行することができないとき、又はその発行が著しく困難であるときは、書面をもって作成し、印刷を行うことにより、これに代えることができる。この場合において、公報の発行は、茨城県市町村会館の掲示場に掲示したときに行われたものとする。

第4条の次に次の2条を加える。

（校正）

第5条 公報の校正は、総務課において行う。ただし、登載事項が複雑なもの、長文のものその他総務課長が、当該搭載事項の事務を主管する課（以下「主務課」という。）におい

て校正を行うことが適当と認めるものは、当該主務課においてこれを行う。

- 2 主務課の長（以下「主務課長」という。）は、前項ただし書の規定により校正を行ったときは、校正終了後、速やかに総務課長にこれを返付しなければならない。

（正誤の手続）

第6条 公報の登載事項について、誤字、脱字その他の誤植又は登載原稿の誤り（以下「誤植等」という。）があるときは、公報に登載して正誤を行うものとする。

- 2 主務課長は、公報に登載した事項について誤植等を発見したときは、速やかに当該正誤事項を記載した文書を総務課長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和6年3月29日

茨城県市町村総合事務組合

組合長 中 島 栄

記

- 1 令和5年度茨城県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)

## 令和5年度茨城県市町村総合事務組合 一般会計補正予算(第1号)

令和5年度茨城県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ588,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,053,800千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

令和5年度茨城県市町村総合事務組合  
一般会計歳入歳出予算補正

歳入

款	項	既定額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 負担金		15,160,410	△588,000	14,572,410
	1 退職手当負担金	15,069,650	△588,000	14,481,650
補正されなかった款項に係る額		481,390		481,390
歳入合計		15,641,800	△588,000	15,053,800

歳出

款	項	既定額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 事業費		12,660,930	△4,868,000	7,792,930
	1 退職手当給付費	12,198,580	△4,856,000	7,342,580
	3 消防賞じゅつ金	13,700	△12,000	1,700
4 積立金		2,792,000	4,280,000	7,072,000
	1 積立金	2,792,000	4,280,000	7,072,000
補正されなかった款項に係る額		188,870		188,870
歳出合計		15,641,800	△588,000	15,053,800

茨総告示第5号

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

茨城県市町村総合事務組合  
組合長 中 島 栄

規約第1号

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約（昭和50年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第1条中「茨城県市町村総合事務組合」の次に「，茨城県央環境衛生組合」を加える。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

茨総告示第6号

市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和50年組合条例第27号）第6条の2及び第6条の3の規定に基づき、令和5年4月19日茨総告示第3号（市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第6条の2及び第6条の3の規定に基づき組合長が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

令和6年4月19日

茨城県市町村総合事務組合  
組合長 中 島 栄

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,263円	13,442円
20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円

附 則

この告示による改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

茨総告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、茨城県中央環境衛生組合との事務委託に関する規約を別紙のとおり定めたので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和6年4月19日

茨城県市町村総合事務組合  
組合長 中 島 栄

事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 茨城県中央環境衛生組合（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理執行を茨城県市町村総合事務組合（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 常勤の職員に対する退職手当の支給
- (2) 非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、乙の条例等の定めるところにより、委託事務の管理執行に要する経費を負担するものとする。

（議決事件の通知）

第4条 乙は、乙の議会の議決事件のうち次に掲げるものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを甲に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。ただし、条例については、委託事務の管理及び執行に関するものに限るものとする。

- (1) 条例を設け、又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。

附 則

この規約は、甲及び乙の協議が成立した日から施行し、令和6年4月1日から適用する。